

第十一條 入會費... 第十條 入會費... 第九條 入會費... 第八條 入會費... 第七條 入會費... 第六條 入會費... 第五條 入會費... 第四條 入會費... 第三條 入會費... 第二條 入會費... 第一條 入會費...

財團法人協同會大阪支所

加入團體ノ義務

委員及評議員中ヨリ選任スルコトヲ得

加入團體ノ義務

第十八條 本會議加盟團體ヘ左ノ比率ニ基キ加盟費ヲ納入スル義務

ヲ有ス

- (1) 其ノ團體會費納入者數一千名迄年額金三十六圓
- (2) 一千名以上ヘ一千名ヲ加ヘル毎ニ年額十二圓ヲ增加ス
- (3) 各加盟團體ヘ右記加盟費ヲ年四期(四月、七月、十月、一月)ニ分納ス
- (4) 加盟費納入ノ義務ハ加盟決定ノ月ニ始マリ除名又ハ辭退決定ノ月ニ終ル

第十九條

加盟團體ハ其ノ團體ノ大會又ハ中央委員會ニ於テ採擇スル決議並ニ其ノ團體ノ爲シテ、アル運動又ハ學業等ニ於テ一般勞動運動ニ重大ナル影響ヲ及ボスモノト認ムルモノニ